

周公家と召公家

—召誥篇の成立をめぐる諸問題—

松本雅明

目次

序	説
第一節 召公篇の構成	
第二節 大誥・康誥・酒誥との比較	
一 大誥	
二 康誥	
三 酒誥	
第四節 君奭篇との比較	
第五節 周公歿後の一族	
第六節 洛邑の支配をめぐる相剋	

序説

『尚書』の最初の部分の成立については、まだ充分明かにされてゐない。しかし私には、王者の「誥」が起草され発せられたのち、まもなく史官によつてまとめられたもの、かなり年月を経て編集されたもの、さらにその時点の政局情勢によつていくらかの変形をうけたもの、さらにその状況を説明するための序章が附されたもの、など、さまざまなかたちがあると思はれる。そのことについて、私はすでに、周公の即位をめぐる諸問題を中心に論じた。⁽¹⁾

そのさいすでに『召誥』についても一言したが、ここではさらに周公家と召公家の関係を中心に、その基本的な分析を行ひたいと思ふ。しかもこの篇の分析は、『尚書』の最初の成立のみならず、周公家と召公家との関係、新都洛邑（成周）をめぐる一族の抗争、周初の政治的・社会的構造にも関係があると思はれることも、すでに述べたところである。

第一節 召公篇の構成

この篇は周書の書篇のうち、かなり特殊な構成内容をもつてゐる。その点を考察するために、まずその構成について見よう。

この篇は三つの部分から成つてゐる。第一章は、召公がまづ洛に新都建設する部分であり、第二章は、周公が洛邑に来て天を祭り（郊祭）、殷の諸族に朝見するといろである。この二つの部分にはきはめて詳細にそれぞれの日附けがしるされてゐる。つぎの第三章はかなり長く、召公が幣帛をとつて周公に（文章は王と周公に述べる形式をとる）告げるもので、それは同時に、殷の餘族（庶殷）や殷・周の役人（御事）にも布告する形をとり、その告辞が周公から承認されてゐる。すなわち洛都の建設が周公（や成王）により承認され、召公の洛邑における優位がとかれているのである。

まづ第一の部分より述べよ。

惟一月既望、越六月乙未、王朝歩自周、則至于豐。惟太保先周公相宅。越若来、三月、惟丙午朏、越三日戊申、

大保朝至于洛、ト宅。厥既得ト、則經營。越三日庚戌、太保乃以庶殷、攻位于洛汭。越五日甲寅、位成。
これ二月の「いよいよ」の日（十六日）から六日めの乙未の日（二十一日）に、成王は朝早く歩き、周（宗周＝鎬京）から豊京（文王の廟のあるところ）に行つた。（洛邑建設の計画を祖廟に報告した。）

そこで太保（召公）は周公に先だつて洛邑を営む場所を観察した。かくして三月の丙午は三日月の日で、それから三日目の戊申の日（五日）に、太保は朝早く洛邑につき、都を営むところをとつた。かくして太保は「いよいよ吉ト」とえたので、そこに計画をたてた。それから三日目の庚戌の日（七日）に、太保は殷族たちを率ゐて、洛水の隈に位置を定めた。五日めの甲寅の日（十一日）に位置の割当てができた。

第二章は周公到着の場面である。

若翼日乙卯、周公朝至于洛、則達觀于新邑營。越三日丁巳、用牲于郊、午一、越翼日戊午、乃社于新邑、午一、羊一、豕一。越七日甲子、周公乃朝。用書命庶殷侯・甸・男邦伯。厥既命庶殷、庶殷不作。

翌日の乙卯の日（十二日）になつて、周公は朝早く洛陽につき、新都の設計を見廻つた。三日目の丁巳の日（十四日）に郊祭を行なひ、その犠牲に牛二頭を用ゐた。その翌日の戊午の日（十五日）になつて、新しい邑で社の祭りをし、午一、羊一、猪一をささげた。七日目の甲子の日（二十一日）に周公は朝会の礼を行なひ、「書」をもつて、多くの殷族の侯・甸・男の国々の長に命じた。かくして多くの殷族たちに命じをはると、殷族たちは都の建設の仕事をとりかかつた。

ここまでが、日付が一々しるされてゐる部分である。つぎに召公があらはれ、周公に向つていふ（第三章）。

太保乃以庶邦冢君出。取幣乃復入、錫周公曰、

「敢拜手稽首、旅王若公、誥告庶殷越(自)」⁽²⁾乃御事。嗚呼、皇天上帝、改厥元子茲大國殷之命、惟王受命。無疆惟休、亦無疆惟恤。嗚呼、曷其奈何弗敬。天既遐終大邦殷之命、茲殷多先哲王在天、越厥後王、後民、茲服厥命厥終。智臧凜在夫、知保抱攜持厥婦子、以哀籲天、徂厥亡、出墮。嗚呼、天亦哀于四方。

『民其眷命以懲。王其疾敬德。』

召公は庶邦の君主たちを率ゐて退出し、幣帛をとつてまた入り、周公に錫へていふ、「拜手稽首の礼をして、成王と周公とに述べ、もろもろの殷族と殷周の役人たちに告げる。ああ皇天上帝はその元子（長子）文王にこの大国殷の保有した天命を改め与へて、王（成王）がそれを受けた。それは限りなき誉れで、また限りなき憂ひである。ああ、どうしてそれを敬はないでをれやうか。天はすでに大邦殷の天命をうちきり、ここに殷の多くの先哲王で天上有に在る人々と、その子孫の王や後の民衆とは、ここに天命の終つたことに服従してゐる。智者も民衆も、その妻子を保有することに心を奪はれ、天に哀しみ訴へ、その亡んだのをのろひ、⁽⁴⁾不安におびえてゐる。ああ、天もまた四方のものどもを哀れみ、『民は天命をかへりみて、努力せよ。王はすみやかに徳を敬へ。』といつてゐる。」この段は殷の滅亡が天命であることを説き、それに従ふべきであることを主張する。

「相古先民有夏、天迺(從)予保、禹面稽天若、今時既墜厥命。今相有殷、天迺格保、湯面稽天若、今時既墜厥命。今沖子嗣。則無遺毒者、曰、

『其稽我古人之德。』

周公家と召公家 松本

矧曰、

『其有能稽謀自天。』

嗚呼、有王雖小、元子哉。其不能誠于小民、今休。王不敢後用顧畏于民邑。王來紹上帝、自服于土中。

旦曰、

『其作大邑、其自時配皇天、茲祀于上下。其自時中乂、王厥有成命治民、今休。』

王先服、有殷御事、比介于我有周御事、節性惟日其邁。王敬作所、不可不敬德。』

「古の先民である夏の國をみると、天命は子保（巫）にしたがひ、禹は天若（天帝）に面と向つて謀つたのに、今は天命をおとしてしまつた。今、殷の國を見ると、天命は保（巫）にくだり、湯王は天若（天帝）に面と向つて謀つたのに、今はすでにその天命をおとしてしまつた。今、沖子（成王）がそれを嗣いである。すなはち老人たちを見てないで、『古の人の徳を考へ謀らう。』といひ、また『よく天に考へ謀らう』と言はれる。ああ王は幼いけれども天の元子（長子）である。そこで王はよく人民たちを和合させるなら、今はよく治まるであらう。王は民の従順でないものを恐れる必要はない。王はつとめて上帝をたすけて、みづから中央の土地（洛邑）を治められよ。

旦（周々）はいふ、『大邑を作つて、そこから皇天に配し、つつしんで上下（天地）を祀らう。』の中央（洛邑）から治めると、王は天命と民衆とを保つであらう。今はよくなるであらう、』と。

王の最初の仕事は、殷の役人をわが周の役人に親しみ近づかせ、日々その性分をおさへる（節性）のを進めることがある。王が敬つて作することは、徳を敬ふことにある。』

この段は、夏や殷が天命をおとしたことからはじめ、幼い成王をいさめ、現在の政治が洛邑の建設と、殷人と周人の和睦、殷人を周の慣習に従はしめることから始めなければならぬと説く。そのあひだに突如として「旦曰」といふ語が挿入されてゐるのは注目される。はじめの部分には「周公」もしくは「公」とあるのに、ここには「旦」として、その名が出されてゐるが、それは現実の周公の言ではなく、召公が聞いた周公の語を、召公みづからのことばのなかにはさむ形をとるからである。また成王についても、王が云つた、といふのではなく、「王よ、かく言ひたまへ」といふ説得となる。

「我不可不監于有夏。亦不可不監于有殷。我不敢智、有夏服天命、惟有歷年。我不敢智、不其延。惟不敬厥德、乃早墜厥命。我不敢智、有殷服天命、惟有歷年。我不敢智、不其延。惟不敬厥德、乃早墜厥命。」

今王嗣受厥命、我亦惟茲二國命、嗣若功。

王乃初服、嗚呼、若生子罔不在厥初生自詔哲命。今天其命哲、命吉凶、命歷年。知今我初服、宅新邑。

肆惟王其速敬德。王其德之用、祈天永命。」

「我々は夏に鑑みなければならぬ。また殷に鑑みなければならぬ。我々は充分に知つてゐる、夏は天命に従ひ、年を重ねたことを。しかし我々はそれが永らへなかつたことも充分に知つてゐる。それは、自らの徳をつつしまなかつたので、はやく天命を落したのである。我々は充分に知つてゐる。殷は天命に従ひ、年を重ねたことを。しかし我々はそれが永らへなかつたことも、充分に知つてゐる。それは自らの徳をつつしまなかつたので、はやく天命を落したのである。

今、王（成王）の最初の仕事は、ああ、幼児がはじめて生れた時に、自ら天の与へた知恵をもつてゐないものはないやうにすることである。今は天は知恵を命じ、吉凶を命じ、永く続くことを命じてゐる。今、その最初の仕事は、新邑（洛邑）に居を定めることを知ることである。故に王は速かに徳をつつしみ、王は徳を行なつて、天の永遠の命を祈られよ。」

「其惟王、勿以小民、淫用非彝、亦敢殄戮用乂民、若有功。其惟王位在德元。小民乃惟刑用于天下、越王顯。上下勤恤、其曰、

『我受天命。丕若有夏歷年式勿替有殷歷年。』

『欲王以小民、受天永命。』

「かくして王は、人民を率ゐて、非道なことを乱用したり、また殺戮によつて民を治めて、それを治績としたりしてはならない。かく王が徳の本源にあるなら、人民は天下にひろくそれに法するであらう。かくして王とともに世に顕はれるであらう。上下のものはみな勤め助けあひ、「王は」、

『我は天命を受けた。かくして夏が受けた多くの年代がそのまま変わらずに、殷の多くの年代に引続がれたようになしよう。』といひ、「民は」、

『王が人民を率ゐて、天の永遠の命を受けるのを望みます。』

といふやうにしたいと思ふ。」

この二段は夏と殷との受命と失墜とにかくへきず、その二王朝がそのまま継続したやうにあ

りたい、といつて王の任務をとき、それを継続させるための王の徳行、民衆上下の要望をのべてゐる。

「召ノ公」

「予小臣、敢以王之讐民、百君子、越友民、保受王威命明德。王末有成命、王亦顯。我非敢勤。惟恭奉幣、用供王能祈天永命。」

最後に召公の語によつて結ばれてゐる。

〔召ノ公〕はかくして挙手稽首して曰つた、

「わたくし小臣は、王の衆民（周族）や多くの君子たちと、友邦の民とを率ゐて、王の威命や明徳を受け保たう。王は天命を保有して、王はまた頗がになるであらう。我はしひて申上げるのではない。恭しく幣を奉じて、王がよく天の永遠の命を得るやうにするものである。」

このやうに『召誥』篇を通觀すると、ここには六つの事柄が強調されてゐるのを見る。一は、洛邑建設にいたる日附や、王や召公・周公の行動がきはめて明確にしられてゐることである。二は、太保召公がまづ洛に行つて都の建設の位置を定め、ついで周公がその場所を見て、郊と社に祭り、召公が周公から全權を委任されたことが主張されてゐることである。三は、召公が諸邦の君主を率ゐて、王と周公と殷族の役人に向つて、天命が革まり、成王がそれを永遠につぐべきことを宣言してゐることである。四は、周の受命が夏や殷と比較され、徳をつつしむことによつて王がそれを保持すべきことを強調してゐることである。五は、はじめ周公について「公」といひ、文中に「旦いはく」といつて、その呼び方が異り、しかも周公の語をひいて、國の中央に大邑洛をつくることの重大さが

強調されてゐることである。六、最後に、「我非敢勤。惟恭奉幣、用供王能祈天永命」、といふ語があつて、自分が強ひてこの語を述べるのではなく、周に降つた「天の永命」を願ふが故である、といつてゐる。

いまこれらの点について、古い諸篇と比較しよう。後に述べるやうに、『召誥』は『康誥』のはじめの、

維三月哉生魄、周公初基作新大邑東国雒。

を敷衍してあることが知られる。しかしこの『康誥』の篇初も、錯簡説が多く、既述のやうに、史官による編輯の際の附加と考へられる。いまそれぞれついて述べよう。

第二節 大誥、康誥、酒誥との比較

一大 誥

『大誥』にみえる王が、周公自身であると思われることは、先に述べた。⁽⁹⁾ いましばらくその問題をおくとしても、『大誥』の構成は次のやうな点からなつてゐる。

(1) 王は文王の遣した大宝龜によつて、西土(宗周)におこつた不安、東方に蠢動する殷の小腆（武庚）について占ふ。しかし周人や周に従ふ諸國の庶士や御事（役人）たちは討伐に反対する。しかし王はそれをおしきつて、討伐の決意をかれらに告げる。

有大艱于西土。西土人亦不靜。越茲蠶。殷小腆、誕敢紀其敍、天降威、知我国有疵、民不康、曰「予復反。」鄙我周邦。

爾庶邦君越庶土、御事、罔不反、曰、「顓大、民不靜、亦惟在王宮、邦君室越予小子考翼。不可征。王書^{ナシ}不違ト。」

已、予惟小子、不敢替上帝命。天休于寧王、興我小邦周、寧王惟ト用、克綏受茲命。

(2) 王の征討は、文王のうけた天命を完成するもので、それはいかにしても遂行されなければならない。汝らは古くから周に仕へてゐながら、創業のことを反省してゐない、と周の父老をいましめる。

爾惟旧人、爾丕克遠省、爾知寧王若勤哉。天懋我成功所。予不敢不極卒寧王図事。肆予大化誘我友邦君。……予曷其不于前寧人図功攸終。

(3) 文王の大業をとく。父が家を作るための法を定めたのに、子が堂（土台）を作らうとせず、まして家を組立てようともしないなら、父は自分に良い後嗣があるとはいはないだらう。父が耕したのに子が種まかうとせず、まして刈りとらうとしないなら、また父は自分にはよい後嗣があるといはうか。それ故、どうして予は寧王（文王）のうけた大命を完成しないでよからうか。

肆予曷敢不越印敉寧王大命。若兄考乃有友伐厥子、民養其勸弗救。

もしわが兄考⁽¹⁰⁾（兄弟や父の兄弟またはその年齢層）がその友（武庚と比喩）を助けて、その子（周公らを比喩）を伐つなら、民も僕（卒）も進んで救はないものがあらうか。

矧今天降戾于周邦。惟大艱人、誕鄰胥伐于厥室。爾亦不知天命不易。

國難をひきおこした者たちは、その一族に誇つてゐるけれども、かれらは天命が変わらないことを知らないのだ。

(4) 天が殷を亡したのは農夫が草刈をするやうなもので、その仕事をどうして終へないでよからうか。自分は先の文人（文王）の方法に従つて、東征し、東方の土地を領有しようと思ふ。

予曷其極ト、敢弗于從率寧人、有指疆土。矧今ト并吉。肆朕誕以爾東征。天命不僭。ト陳惟若茲。

この篇の主題は、武王の死後の混乱、三監の叛において、周公がそれを平定しようとしたことを述べたものである。しかし通説のやうに、殷の武庚の叛を、周の三監が救けたのみではなく、その重大な原因が周族の内部にあり、それは父子相続の慣習を破つて、周公が即位したことにあると見られる点については、先に論じたとほりである。⁽¹⁾ しかも、周初のこの最大の危機をのりきるために、周の父老の反対をおしきつて、周公が東伐しようとし、その宣言を周族、周に附属した一族、殷の余族に向つて発するといふ、異常な切端つまつた危機感が、一篇にあふれてゐる。それは直接には、諸邦（諸族）に対する東征決意の宣言である。その文も古朴で、修飾がなく、危機に直面した周の情勢が躍動してゐる。きはめて実際的、現実的な布告であるといひうるであらう。その構成も「王若王」、「王曰」（三条）、「予永念曰」の四つの王の語の連結よりなつてゐる。

二 康 話

(1)『康誥』は、はじめの四十七字は從來、他の篇の鎧簡とみられてゐた。すなはち、三月の哉生霸（月初の一、三日）の日に、周公が初めて新しい大邑を東國の雒に創建しようとし、侯・甸・男・采・衛の国々と、百工（もろもろの役人）と播民（万民）は、周に參会した。周公はことごとく彼らを勞つて、乃ち大いに誥げた。

惟三月哉生魄、周公初基作新大邑東國雒、四方民大和会、侯・甸・男邦、采・衛、百工播民、和見士于周、周公咸勤、乃洪大誥治。

これについて、本文の、王が康叔に明徳と慎罰とを説くことと一致しないとして、多くの人々が脱簡説を唱へた。宋の蔡沈⁽¹²⁾は、「書を序するものが、『康誥』篇の首の四十七字が、『洛誥』篇の脱簡であるのを知らなかつたのだ」といひ、清の嚴樾⁽¹³⁾は、「おそらく『梓材』篇の首に在るべきものであらう」といひ、金履祥も同じ説をとつてゐる。郭沫若⁽¹⁵⁾は、「索するに、これは『大誥』の文の脱簡で、誤つて『康誥』にはいつたのであらう」といふ。加藤常賢博士⁽¹⁶⁾もまた『康誥』のはじめにあるべきものではない、といはれる。しかしすでに私が先に論じたやうに、これらの説は、一篇の成立を同時と見るからに異論で、もし各書篇が一時の成立ではなく、何度も手を加へられ、さらによ周公の即位をおしゃくすために後に新たに加へられたとみるなら、そこには別の解釈も成立しうる。そこからこの四十七字を、私はのちに『康誥』に附加されたものとし、「周公の即位を否定するため、摂政説——すなはち本文は、王に代つて仮りに王と称したとする——を説かうとしたものである」とした。その理由もまた先に詳論した。⁽¹⁸⁾

(2) 『康誥』はこの序章について、

王若曰、「孟侯、朕其弟小子封。惟乃不顯考文王、克明德慎罰、不敢侮鳏寡、庸庸、祇祇、威威顯民……」。

はじめまる本文がある。そこには、「王はかく曰つた、『孟侯である、朕が弟の小子封(康叔の名)よ。これ汝の徳高い亡き父の文王は、よく徳を明かにし、罰を慎重にした』とある。したがつて王は、康叔封の兄、文王の子であり、それは武王の没後であるから、周公以外にはありえない。すなはちこの篇は、康叔を孟侯に封じた時の周公の

誥である。孟侯については、古文説は、

周序曰、武王崩、三監畔。周公誅之、尽以其地、封康叔、号曰孟侯。(漢書地理志)

周公称成王命、順康叔之德、命為孟侯。孟長也。五侯之長謂方伯、使康叔為之。(偽孔伝)

といふけれども、今文説は、

天子太子、十八曰孟侯。(伏生書伝略説)

依略説、太子十八為孟侯。呼成王也。(鄭注)

といつてゐる。下文に、康叔に命じて、三監討伐後の東國の治平を命じてゐるところからすると、孟侯とはたんなる称号ではありえない。加藤常賢博士⁽¹⁹⁾は「孟」の本字は「妹」であるとし、金文をもつて証されてゐる。もうすれば、それは『詩經』鄘風『桑中』にみえる「沫」と同じであらう。

爰采唐矣、沫之鄉矣、云誰之思、美孟姜矣、期我乎桑中、要我乎上宮、送我乎淇之上(第一章)

第二章は「沫之北」、第三章は「沫之東」となつてゐる。孟姜は第一章に孟戈、第三章に孟庸となる。鄘風はもちろん衛国の歌謡の一つである。鄘は王肅・服虔らは紂の都の西にありといひ、鄭玄は南にありとしてゐる。⁽²⁰⁾そこから段玉裁は殷の王畿の西及び南方にわたる一帯の地域とみてゐる。⁽²¹⁾鄘はト辞には命につくるところから、白川静氏はそのやうに称する殷の親縁たる一族が、この地方を宰領してゐたとし、詩にみえる孟庸とはその族の余裔であらうとしてゐる。⁽²²⁾

康叔については『康侯殷』に、

王束伐商邑、征令康侯、置于衛、渣嗣土送臤冒、乍厥考隙彝、

廼

王、商邑を束(刺)伐す。祉、康侯に令し衛に鄙つくるしむ。渣の司土送、鄙つくることに眾したがへり。その考の隙彝をつくる。⁽²⁴⁾

とある。この器については、武王時代といふ説と、成王時代といふ説とがある。これは康侯が王命によつて、衛地にゆき、殷の餘族の平定に従ひ、服属の部族に賞賜したことをしてしるしたものである。それは『康誥』とほとんど同じ内容をもつものであるから、王は周公であるとみても矛盾しない。「祉」は白川氏はここでは動詞もしくは虚辞とみてゐるが、もしそれが人名で、『祉盤』や麦氏の諸器にみえる周公の子(のち井侯祉)と同一人であるなら、王である周公が、子の祉をして康侯に命じたことになるであらう。そのこともすでに論じた。⁽²⁵⁾

このやうに、康叔は衛侯に任せられ、それが別名の孟(妹、沫)侯とも称されたのである。『康誥』の全文はきはめて倫理的である。

最初に「王若曰」、ついで「王曰」にはじまる文が十四回みえてゐる。はじめの、王が殷民の統治を命じた文のなかには、まづ文王の徳、それによつて天が周をよみし、戎殷をたゞして天命を受け、それをついで汝の寡兄(武王)が努力した。汝は父である文王につつしみて従ひ、殷の先哲王の治績を求め、人民を安んぜよ。汝は小子であるが、汝のなすべきことは、王を輔けて、殷の人民を治め、天命を不動にし、民心を一新することである。

(3)この最初の、殷民の統治、天命の確保について述べた節に次いで、厳格・正直な刑罰を行ふべきことと述べる。

王曰、「嗚呼、封。敬明乃罰。人有小罪、非眚乃惟終、自作不典式爾、有厥罪小、乃不可不殺。乃有大罪、非

終乃惟眚災適爾、既道極厥辜、時乃不可殺。」

王いはく、「ああ、封（康叔）よ。汝の刑罰を行ふのを恭み明かにせよ。人が小罪を犯しても、過失でなく常習であり、みづから不法を行なつて平然としてゐるものは、小罪であつても、殺さねばならぬ。しかし大罪でも、常習ではなくて、過失で偶然に犯したときは、すでにその罪を犯してしまつてゐても、それは殺してはいけない。」にはじまる刑罰の法が述べられてゐる。

人民を治めるのは赤子を背負ふやうでなければならぬ。汝、封自身が人を刑し、人を殺すのでなければ、勝手に人を刑したり殺したりしてはならぬ。宮廷外では（周人のほかは）、殷の刑罰のうちで秩序をもつものに従へ。囚人は五、六日から十日まで閉ぢこめて、そのあひだによく罪状を検討せよ。汝はよくこの法則と、断罪に用ゐる殷の法とを明示して、正しい刑、正しい義を行ひ、恣意を用ひてはならぬ。

このやうに刑罰実行の心構へがとかれ、殷人には殷の遺法を用ゐるやうに命令し、そこに細心の注意が示されてゐる。

(4) 次の部分は康叔に向つて、

王曰、「封。元惡大憝、矧惟不孝不友。子弗祗服厥父事、大傷厥考心、于父不能字厥子、乃疾厥子。……」

王いはく、「封よ。最大の惡や憎しみとは、不孝と不友のことである。子が祇んでその父の事に従はず、大いに父の心を傷ましめるなら、父もまたその子を慈しまず、その子を疾むであらう。……」

にはじまる、父子・兄弟の関係が強調され、不孝・不友のものは罪しなければ、天が民に与へた常道が乱れるであ

らう、と説く。これは東方において、武庚とともに叛した兄弟管叔らの叛乱を討伐したことを正常化し、その必然性を強調したもので、康叔もその法をとるべきであることを説いたものである。ついで、文王がつくつた刑罰（大禹＝大法）にもとづき、周族の役人たち（外庶子訓人・正人・小臣・諸節）で、それに従はず、勝手に法をみだすものは殺せ、といふ。

この節は、周族、および周に従ふ諸族の君や長に向けて発せられたものであり、その法典は、文王によつて定められたものであるとする。しかし同時に、殷の先哲王の徳にならふことも主張されてゐる。

(5) かくして最後に、この誥の目的について、

王曰、「封。予惟不可不監。告汝德之説于罰之行。今惟民不靜。未戾厥心、迪匱未同。……」

王いはく、「封よ。われらは反省しなければならない。汝に徳についての説明と、刑罰の実行について告げた。いま民衆は動搖してをり、またその心を「周に従ふかどうか」決めてゐず、ためらつて「周と」一体になつてゐない。
……」

の語ではじめてゐる。殷民族の動搖と、それに臨む同族の倫理と刑罰との両面からする態度が要約され、殷及び周の民族はなほ動搖し、周と一体となつてゐない状況が述べられてゐる。その文のなかには、「封よ。つしあんで、怨みをつくるなけれ、」とも、「ああ、これ汝小子封よ、これ命（天命）は常（不变）ではない。汝よよく念へ、」ともいひ、「往け、封よ。曲を敬ふことを変へるな。朕が汝に告げたことをよく聞くなら、殷民とともに世々その国を享けるであらう」といふ語で結んでゐる。

『康誥』は、いはゆる三監の乱平定後、康叔を派遣し、治安と統治にあたらせた時の、周の立場、周と諸族との関係、倫理と刑罰の適用がいかんなく示されて、当時の情況を髣髴させるものである。この篇がその倫理的用語の多い点において、戦国古典に多く引用されてゐることは、既述のやうである。⁽²⁵⁾ その構成は『召誥』とはかなり異なるものである。

三 酒 誥

次に『酒誥』については、この篇はもと『康誥』と合して一篇をなしてゐたといふ説がある。それは『韓非子』『說林篇』に、

康誥曰、「毋彝酒」者……

とあつて、『酒誥』の、

文王誥教小子、有正有事、無彝酒。

が引かれてゐるからである。清の段玉裁は、周時代には『酒誥』はもちろん、『梓材』も、ともに『康誥』に含まれてゐたとし、⁽²⁷⁾ 皮錫瑞もこの三篇はもと同一篇で、韓非は秦の焚書の前の人であるから、その説は信頼できるとす
⁽²⁸⁾ る。陳夢家もまたその説をとつてゐる。⁽²⁹⁾

しかも『周礼』の賈疏に、鄭玄の『周礼敍』をひき、

案尚書盤誥・康誥・說命・泰誓之属三篇序、皆云某作若干篇。

といひ、やがてに『法言』問神篇に、
昔之説書者、序以百。而酒誥之篇俄空焉、今亡失。

とあるところから、孫詒讓は、秦の古敍では康誥は三篇で、『酒誥』は『康誥中』、『梓材』は『康誥下』であったらうといつてゐる。⁽³⁰⁾陳氏もまた三篇の分出は伏生によつてなされたので、『史記』はそれぞれを別篇とみてゐるが、後漢の揚雄がみた古文家の序には、

作康誥三篇。〔『法言』〕

とあつた。したがつて『酒誥』には序がなく、鄭玄も古文をさしてゐるとみられる、といふ。
しかしここに疑問があることは、すでに述べた。⁽³¹⁾

(1)三篇からなる今文の『盤庚』『大誓』はもやらん、『太甲』『説命』（現存は偽古文）も、いづれも戦国を中心とした作で、そのうち戦国初期に成立したと思われるものは『太甲』『大誓』のみで、後者とても古くみても春秋末期を遡らなかつた。⁽³²⁾後世になるほど長文のものがあらはれるのは、諸子の活動をみても明かであるが、周初にかかる長文のものがあることは、五誥の他の篇を見ても理解できない。

(2)文の構成からみて、三篇は周公が三監の叛を平定し、康叔を衛侯とした時の誥とみられるが、『康誥』が上述のやうに、刑罰と同時に倫理的行為を強調してゐるのに対し、『酒誥』は具体的に、出先の官吏や兵士の服務規律をのべ、その違反についての処罰、ことに酒の戒めをとく点において異なる。『梓材』は治民についての具体的な指示をとき、形式や官名からみて、成立はやや後れると思はれる。

(3) 周本紀に、

次帰禾、次嘉禾、次康誥酒誥梓材、其事在周公之篇。

とあつても、同じ事件を扱つたものとして並列しただけである。それは『書序』に「封康叔、作康誥・酒誥・梓材」とあるのと同じである。ことに『書序』は前漢末の成書で、作為のあとが顯著であるから⁽³³⁾、もとそれらが一篇であつた、といふ証にはならない。

(4) 先秦の古典における『康誥』の引文は、初期の書篇のうちもつとも多いが、それらは悉く今本の『康誥』にあるもので、『韓非子』の一条のみが異なる。それは韓非の引文が誤つたとみるのもつとも妥当である⁽³⁴⁾。なほ王鳴盛⁽³⁵⁾、陳喬樅⁽³⁶⁾は『尚書』に別本があつて、『康誥』と『酒誥』を混入したものがあるとみて、それを『韓非』が引いたとするが、それはゆきすぎであらう。

このやうに私には、『酒誥』は最初から独立の篇であると思はれる。『酒誥』は、

王若曰、「明、大命于妹邦。乃穆考文王、肇國在西土、厥誥毖庶邦・庶士越少正・御事・朝夕、曰、

『祀茲酒。惟天降命、肇我民惟元祀、天降威、我民用大亂喪德、亦罔非酒惟行、越大小邦用喪、亦罔非酒惟辜。』

の句からはじまる。この、「王はかくいつた『ああ、大いに妹邦に命ずる。汝の穆考文王は西土に国を始め……』」といふ語は、明かに『康誥』とは別の表現で、しかも一篇の首をなしてゐる。妹国は上述のやうに、沫・孟であるが、孟といはないとこらも、別の誥をあらはすであらう。庶士・少正・御事・朝夕・小子・有正・庶伯・君子・百

僚・庶尹・宗工・百姓・里居・太史友・内史友・服休・服采・薄違・苦保・定辟などの官職名などは、『康誥』にみえないものである。文王の語をひき、まづわが民の亂れ、大小の國の滅亡は、酒のなすわざであると説く。さらには、

王曰封、我西土、棐徂、邦君・御事・小子、尚克用文王教、不腆于酒。故我至于今、克受殷之命。」

には、すでに康叔は東国に行つてからかなり日がたち、西土は安定してきたが、東国は紀綱がゆるみ、酒におぼれるものがあつて、目にあまるやうになつた様子がうかがはれる。

この篇は最後を、次のことばで結んでゐる。

殷の諸侯も役人も、周の役人や近臣も、つとめて酒をつつしみ、もし「群飲」しようとする者があるなら、汝はただちに尽く捕へ叱つて、周に送れ。予はそれを殺すであらう。また殷の旧臣や役人たちは、酒に沈湎しても、殺さないで、かれらを教化せよ。しかしながら我が教へのことばを用ゐないものがあるなら、われは、かれらを哀みもせず、いさぎよしともせず、ともに死刑にするであらう。封よ、汝はわが教38へをよく聞き、汝の治める民たちをして、酒におぼらせてはならぬ。

すなはち、この一篇には首と結とが備はつてゐて、明かに別篇と見られる。また、『康誥』が入国前の康叔に向つて発した誥であるのに、これは入国後の妹国（衛）の綱紀の弛緩を戒めたものである。したがつて古文説は、『韓非子』の引文が誤つてゐるのに依拠した錯誤であるとみてよいものである。『梓材』になるとさらに、師師・司徒・司馬・司空・尹族など体系化された周の官名がみえて、用語や文体からも成立の時代が異なることを思はしめる。

『召誥』篇の描写は、上の三篇の、それぞれの政治的事件もしくは事情に際して発せられた誥のもつ、必然性、または緊迫性に乏しいのである。

第三節 洛誥篇との比較

周初の諸篇のうち、『召誥』にもつとも近い内容をもつのは『洛誥』である。今この二篇を比較しよう。

この篇のはじめにある、「周公、挙手稽首曰、『朕復子明辟……』」の語は、周公が、明辟（明君）の位を成王に復して、自ら王位を去つたことをいふと見なければならぬことは、すでに詳論した。⁽³⁹⁾ すなはちここには、次のことが述べられてゐる。(1)周公が王位を成王にゆづり、東都洛邑（成周）の建設が完成したことを報告する。(2)周公は宗周に留つて、成王に洛邑にゆく心がけを説く。(3)成王は洛邑から帰つて、周公に自分を助けて洛邑に赴くやうに命じ、周公はそれを承諾して出かけた。(4)さらに成王は、ふたたび周公に洛邑に留まり、そこを支配することを命じ、周公がそれを承諾した。(5)最後に、王は周公を冊命した。

したがつて『召誥』が洛陽建設の出発点であるとみると、『洛誥』はその結末であるはずである。前者では召公が正面にあらはれ、直接に建設の仕事にあたり、周公旦はただ王の補佐者としてあらはれてゐるのに対し、後者では召公は全くあらはれることなく、中心はすべて周公である。

しかしこよむと、それは前者は三監平定の後、後者は数年たつて周公が成王に譲位した時、と見られるのである。それは篇末に、

戊辰、王在新邑烝、祭歲文王驛牛一、武王驛牛一。王命作冊逸、祝冊、惟告周公其後。王賓、殺禋、咸格。王入太室、裸。王命周公後。作冊逸誥。在十有一月、惟周公誕保文武受命、惟七年。

戊辰の日に、王は新邑において烝祭し、文王に驛（赤毛の牛）一、武王に驛牛一をそなへて祭つた。王は作冊（記録係）の逸に命じて、冊をよませ、周公に後（洛邑の今後の支配）を依頼した。王は祭壇に行つて犧牲を殺してまつり、祖神が降臨した。王は太室（祭壇の中央の室）に入つて裸札を行なつた。それは十二月のことと、周公が文王・武王の受命を保有してから七年めである。

とあることによつて知られる。すでに周公が即位して七年めに、位を成王にゆづり、自らは東國の洛邑の支配者に冊命されたのである。

しかしこの篇のはじめをみると、『召誥』と撞着する文がある。それは、最初に周公が位を成王にゆづつた箇所は、

朕復子明辟、王如弗敢及。天基命定命、予乃胤保、大相東土其基、作民明辟。予惟乙卯朝至洛師。我ト河朔黎水上、我乃ト澗水東・瀍水西、惟洛食。我又ト瀍水東、亦惟洛食。併來以図、及獻ト。

とあることである。

朕（わたくし）は明君（天子）の位を子（成王）に復さう。成王はあへて位に及ばないかのやうに「謹しみ」行へ。天がはじめ定めた命令は、予（周公）が継ぎ保ら、大いに東國にその基礎を見いだし、民の明君となつてきただ。

予は乙卯の朝に洛の阜（おか）に到り、黄河の北の黎水のほとりにトひ、澗水の東、瀍水の西にトつたところ、洛水のほ

とりが吉い「といふトひが出た」。また瀍水の東をトつたのに、また洛が吉いと出た。いそいで地図をもつて来て、「今」トつた結果と共に献じよう。

これによると、洛邑の建設はまだ進んでゐず、五か所をトつた結果、洛のはとりに勝るものはない、といふのである。しかし『召誥』によると、すでに数年前の二月に、成王がまづ宗周の豐で祖廟に報告し、三月五日に召公が洛に着いて新都建設の場所をトひ、土地の割りつけをし、その月の十二日に周公が洛邑につき、その計画を見廻り、郊と社の祭りをし、それから七日日の甲子の日（二十一日）に、周公は朝会の礼を行なひ、多くの殷の侯・甸・男の国々の長に仕事の分担を命じ、人々はその事にとりかかつた。

召公はいつたん諸国の君主たちを率ゐて退出し、さらに弊帛をとつて再び入場し、周公に對して、王と周公と、殷族と殷周の役人に、天命の実現をはかることを告げる、といつてゐることは、上述のやうである。そこには周がうけた天命が必然的なもので、それは夏・殷の哲王の伝統をつぐものであること、王は徳をつしみ、上下は「勤恤」して、それを守らなければならぬこと、殷の御事（役人）と周の御事が親しみ近づくやうにすること、道にそむいたものを用ゐたり、殺戮の法をもつて民を治めてはならぬこと、われ小臣（召公）は王の讐民（衆民）、君子と友邦の民を率ゐて王の受命を守らう、といふ長文の語がのせられてゐる。これらは形式的には周公に向つていふ誥であつても、内容は成王に對してなされた太保召公の宣言である。

すなはち最初に、日附による洛邑建設の順序をしるすほかは、きはめて倫理的・抽象的な誥よりなつてゐる。それは五誥のうちには全く類例を見ないことで、『大誥』における東征の宣言、『康誥』『酒誥』における、康叔に向

けて発した東国統治の命、こととに厳酷な法の実施の指示、その具体性は全く見えてゐない。ことに本文には、洛邑の建設の仕事については、

王來紹上帝、自服于土中。旦曰、「其作大邑、其自時配皇天、茲祀于上下。其自時中乂、王厥有成命治民、今休。」

すなはち「王はつとめて上帝の仕事を助けて、自ら中央の土地（洛邑）から天下を治めよ」、「旦（周公）曰はく、『大都をつくつて、そこから皇天に配して、つつしんで上下の神を祭らう。』この中央から治めるなら、王は天命と治民のこととなしとげ、それは立派にゆくであらう』」といつてゐるのみである。また別に、

知今我初服、宅新邑。

「今わが最初の仕事は新邑に居を定めることにあることを知る」といふ語があるのに過ぎない。

かくするなら、『洛誥』の最初の部分と、『召誥』のそれとは、どういふ関係にあると見たらよいであらうか。おそらく『洛誥』は周公が成王に位を譲るにあたつて、自分の七年間の施政・治績をかへりみてゐるのであつて、譲位の時にあたつて、洛に根拠地を定めた理由を説明してゐるのである。それは、

天基命定命、予乃胤保、大相東土其基、作民明辟。

とあつて、周公がすでに天命をついで、東国に支配の根拠地を見いだし、民の明辟（王）となつてきただ、といつてゐることから知られる。したがつて

俾來以図、及獻ト。

といふのは、すでにかなり進歩してある洛邑の建設の図面で、「ト」は洛邑を「新都」と定めるためのトであらう。それはつぎに王の語として、

王、挙手稽首曰、「公不敢不敬天之休。来相宅、其作周匹休。公既定宅、併來、来祝予ト休恆吉。我二人共貞。公其以予、万億年、敬天之休。挙手稽首。誨言。」

王は挙手、稽首していふ、「公はふかく天の休(たまめの)を敬つて、來つて新都の場所を見、宗周にたぐふ休(よき都)をつくつた。公はすでに場所を定め、急ぎ來り、來つて予れにトのよべ、かつねに吉であることを示した。

我ら二人（成王と周公）でともに事に当らう。公は予れと万億年も、天の休(たまもの)を敬へ。ここに挙手稽首する。予れに教へよ。」

とあることから知られる。新都は「周に四ふ休(たぐふ休)」である。王が「挙手稽首」するといふ用例は、ほかにはみえない。これも周公が例外的に尊敬されてゐた証で、それはそのあとの文にも顯著に見えてゐる。

そこから周公は、王に、この新邑で大礼を行ひ、ことごとく順序正しくし、紊れることがないやうにされよ。余は百の工（官）をひきぬて、宗周において王に従はう、といつて、有司に対する功績の記録、それに相応した祭祀、有司たちの工（官）に対する教化、任務、新邑における仕事について述べる。ついで再び王に対して、諸侯たちの貢物の礼、孺子（周に従ふ小氏族や殷族）たちへの分与物、周一族の正父（父の身分にあたる家長たち）を篤くもてなし、つつしんで事に従はれよ、予もまたそれを助けよう、といふ。

そこで王は、周公の輔佐を願ひ、予れ小子（成王）を導きて、文王・武王の功烈をつぎ、天命に答へ、四方の民

の洛邑にゐるものと和合せしめ、大礼・大祭を立派に行ひ、素れることがないやうにせよ、といひ、

惟公德明光于上下、勤施于四方、旁作穆穆。遼衡不迷、文武勤教。予中子、夙夜恭祀。

また、

王曰、「公功棐迪篤、罔不若時。」

といつて、周公の徳がいかにあまねく上下にかがやき、四方に施されてゐるかを力説してゐる。

以上が『洛誥』の前篇で、そこでは、成王が位を受け、周公の勧告と注意によつて、新都洛邑に行つて、大祭と諸侯の朝会を行なつたことをしるすのである。そのあひだ、周公は宗周にとどまつて留守を守つてゐたのである。ついで、王は洛邑にとどまらず、宗周に帰り、周公に洛邑にとどまることをすすめ、周公がそれを承諾する誥となる。そのはじめに、

王曰、「公、予小子、其退即辟于周。命公後。四方逆乱未定、于宗礼亦来克救。公功迪将。其後監我士・師・工、
誕保文・武受民、亂為四輔」

とある。「公よ、予れ小子（成王）は、帰つて宗周で辟（王位）に即かう、」といつて、そのあとの洛邑を周公に譲つてゐるのは、成王の即位と、周公の洛邑支配とを定めたものである。これによると周公は、成王を洛邑において即位せしめ、そこを首都としようとした形跡がある。しかしまだ四方の乱がおさまらず、宗礼が終らないといふ理由で、成王は宗周に帰つた。それは周の他の父老たちや召公の勧めによるものであらう。

王はさらにつづいて「公は定れ、予は「宗周に」往かんのみ」にはじまる誥を与へてゐる。

王曰、「公定。予往曰。公功肅將祇歎。公無困哉。惟無斁其康事。公勿替、刑四方、其世享。」それは、周公に四方ををさめさせ、成王がそれを助ける旨の宣言である。周公はそこで揮手稽首して、「文祖（祖文王）が天命によつて受けた民と、汝（成王）の光烈なる父武王の弘朕（大訓）を、」とめて承け保ち、「多子と御事とを率ゐて、前人の成した治績を厚くしよう」といひ、秬鬯酒の二卣きよちようをもつて、文王・武王を禋祀した。その時の周公の祭文に、

惠篤敍、無有遭自疾、万年猷于乃德。殷乃引考。

「これ篤く「文・武王のあとを」を敍ぎ、自ら疾にあふことなく、万年も乃（文武王）の徳をうけよう。殷はすなはち退くであらう。

とあつて、なほ殷への対策が問題にされてゐる。さうして最後に周公の冊命があることは、上述のやうである。すなはち『洛誥』には、洛邑建設について、召公には全く与れるところがなく、周公の譲位とともに、成王は宗周を、周公は成周を支配することが宣言されてゐるのである。⁽⁴²⁾

しかも『康誥』の篇初（後の追加）は、『召誥』の文によつたのであらう。また周公が洛に到着した日を『召誥』も『洛誥』も乙卯としてゐるのは、『洛誥』では後にそのことを回想したので、主題は明かに異なる洛邑の建設について述べてゐる。後者は三監の叛後の洛邑の形成ではなく、王位を譲つた周公の支配について云つてゐるのである。それまで東国征伐と洛邑の建設に従つてゐた周公の王所が、成周にあつたことは、『令彝』などによつて当然予想されるところである。

第四節　君奭篇との比較

『君奭』篇は、周公と君奭すなはち召公奭との関係を述べた一篇である。

(1) この篇ははじめに、「天が喪を殷に降し、殷が天命を失ひ、わが周がそれを受けた。我はどうして、その初めが永く祝福を約束することを知らうか。また我はどうして、その終りが不祥になることを知らうか。ああ、君はすでに、これらのことを行にいつた。我はまた上帝の命が永遠でないのが不安で、天の威光とわが民のことを念ひ、人をとがめることをしまい。」といつて、天命が不変でないことを述べてゐる。そこから、

在我後嗣子孫、大弗克恭上下、遏佚前人光在家、不知天命不易、天難謳、乃其墮命、弗克經歷嗣前人恭明德、在今予小子旦、非克有正、迪惟前人光、施于我沖子。

天不可信、我迪惟寧王德延、天不庸积于文王受命。

周の子孫たちが、大いに上天と下民とを敬はないで、わが先人の恩恵を忘れ、天命の変じ易いのを忘れるなら、先人の徳をつぐことはできぬであらう。今小子旦(周公)は、何も貢献できないが、先人の光恵がわが沖子(成王)に及ぶことを願つてゐる、とし、さらに文王の受命をしてはならぬことを力説する。

(2) 次に周公は召公(君奭)に向つて、殷代の賢相たちが王家を助けた功業について述べる。成湯が受命したときは、伊尹が天より至り、太甲のときには保衡があり、太戊の時は伊陟・臣扈が天から至り、巫咸が王家を治めた。祖乙の時は巫賢、武丁の時は甘盤があり、これらの有陳(有道者)が殷を保ち治めた。故に殷の礼は天に配し、多く

の年所を歴た。天も大いに殷をたすけたので、殷の百姓（異姓の百官）や王人（周の同族）は、みな徳を行ひ身を慎しみ、小臣や侯・甸（諸侯）はまた、国事に奔走し、一人（王）に四方の事件がおこり、またト筮するときは、誤りがなかつた。そこから周公は君奭に、かやうに殷が保ち守つた天寿を殷の後嗣（紂王受）は滅した、「今汝は永くと念ぶなら、天の大いなる命に従つて、わが新造邦（周）を明かにせよ、」といふ。

(3)ついで周公は、周の受命のしだいについて述べる。昔、上常は寧王（文王）の徳を大いに観察して、大命をその身に集めたが、文王はさらにわが夏土（中国）を修和した。また虢叔・閼夭・散宜生・泰顥・南宮括らのすぐれた臣があつて、「よく奔走して、この徳教をひろめなければ、文王には徳がないといふことが、国人に降り知られる」といつて、大いに天威を知り、文王をたすけた。これが上帝に聞えて、殷に代つて天命をうけることになつた。武王のときにも四人は存命して、王をたすけることにつとめた。今では予小子且が周の受命を助けようとするが、それは大川を游ぐやうなもので、予は往つて汝奭とともに^{わだ}濟らうとしてゐる。小子（成王）はまだ童昧⁽⁴³⁾で位に在るから、予を責めただすことなく、予の努力もつかない。老成（もしくは巫祝）の徳も下賜されてゐないので、瑞鳥の鳴声も聞かない。「其有能格」⁽⁴⁴⁾（よく皇天が降下することがある）といはうか。

そこから、君よ、ここに監みなければならぬ。わが受命を無疆に休くつぐのは、もつとも困難である。君が我をよく導いて、後人を迷はせないやうにせよ、と告げる（告君乃猷裕我、不以後人迷）。前人（武王）はその心をうちあけ、汝に汝の民の範となることを命じ、「汝は大いに努力し、誠意をもつて王を輔け、この大命を継げるやうにせよ、」といった。文王の徳をつよく繼承するには、かぎりなく憂慮しなければならぬ。

(4) そこかと二人が協力して努力しなければならぬことをとく。

「君よ。汝、わが允ゆきれたる保（大保）夷に告げる。予とともに殷が喪んだ大否（厄）に監み、わが周への天威を念へよ。予は不允でこのやうに告げたが、予は曰はう、「我ら一人をおいて、汝は心を合せるものがあらうか」と。また言はう「」の二人にあつて、天のたまものはますます至るであらう」と。この二人には堪へられないことがあらうか。それ、汝はよく徳を敬しみ、わが俊民に道を明かにせよ。後人（45）を不時に譲ゆずけしめよ。

公はいふ「ああ、まことにこの二人に非れば、我はよく今日の休（幸）に至りえなかつたであらう。わが文王の功を成就しえたであらうか。怠らないで大いに努むれば、海隅の出日まで、従はないものはなからう。」と。

かくして最後に、公はいふ。「ああ、君はこれを知つてゐよう、『民の徳もまたその初めを善くしないものはないが、その終りも』の通りである、』と。おほいに敬して民を治めよ。」と。

すなはち『君喪』の主題は、天命の移り易いこと、賢相たちを用ゐたにも拘らず、後嗣紂のために殷が亡んだこと、天命が周に降り、賢臣たちがそれを守つてきたので、今は二人で力を合せてそれを守りぬかうといふこと、である。

周公はみづからを卑下して、

予小子旦、若游大川、予往暨汝喪其濟。小子同未在位、誕無我責收、罔勸不及。耆造德不降我、則鳴鳥不聞。

矧曰「其有能格」。

我受命無疆惟休、亦大惟艱。告君乃猷裕我、不以後人迷。

とし、その召公の助力をこひ、ことに二人の協力を主張する。

予惟曰、「裏我二人、汝有合哉。」

言曰、「在時二人、天休茲至。」惟時一人弗戡。其汝克敬德、明我俊民、在讓後人于不時。

公曰、「嗚呼、篤恭時一人、我式克至于今日休、我咸成文王功、于不怠、不勛、海隅出日、罔不率俾。」

この、殷や周の文王・武王時代の賢臣の列挙、周公の卑下、召公への助力の要請などは五誥に全く見えぬところである。ことに殷については『多士』『多方』にみえ、ことに『多方』においては、夏の滅亡の原因をとき、夏—殷一周の受命の変化とその必然をとく。これは既述のやうに、(46)洛邑における周公の健在中は成周はその支配下にあり、召公はそれに協力したが、周公の死後、両家に相克がおこり、周公家は圧倒された。この篇は、召公家の権力が、周公時代から、その依託によつて成立してゐたことを示すために、形成されたものとみられる。『召誥』では、洛邑の建設は、専ら成王に依託された召公の力によることを力説してゐるが、『君奭』では、召公の洛邑の支配が周公の意志であるとして、支配の裏づけが一そくすすめられてゐる。しかし後述のやうに、周公・召公間における年齢のひらきから、周公生存中に対等の立場はありえなかつたと考えられるのである。

第五節 周公歿後の一族

戦国いらい召公について、周の一族、もしくは文王の庶子で、武王・周公と兄弟であるといふ説があらはれてゐる。『春秋穀梁傳』の莊公三十二年の条には、

燕、周之分子也。

とあり、『史記』燕世家には、

召公奭、与周同姓、姓姬氏。

とあり、班固の『白虎通』王者不臣篇には、

召公、文王子也。

とし、晋の皇甫謐も文王の庶子であるとする（『詩疏』引）。

しかし甲骨文・金文よりみると、召公は周の一族であるとはみられない。すなはち殷代には河南省西部の雄族に召方があり、召公関係の多くの金文、ことに梁山の七器、その他の召公関係の器によると、(1)召公の父が「召伯父辛」「父辛」といふやうに、殷や東方氏族とおなじく、名に十干名をつけてゐること、(2)王よりの賞賜、もしくは召公が一族や友族に賜与するものが多く貝であり、それは東方氏族の習慣であること、(3)召国(召邦)の勢力が河南省西部を中心に、同省中部、東部にまで及んでゐること、などから、召(召邦)国は殷の召方ののちで、はじめ殷に従属したが、殷の侵攻からのがれるために、叛して周に従つた、といふ白川氏の説⁽⁴⁷⁾が有力になつた。それは正しいであらう。

金文には周公関係の器はきはめて少い。すでに別稿に論じたやうに⁽⁴⁸⁾、『大豐殷』『大保殷』『康侯殷』の王は、周公とみても矛盾ないものであるが、周公の生称がみられるのは、『小臣单牌』『禽殷』『禽鼎』の三器で、ほかに周公をさすと思はれる『束鱗』、その死称をあらはす『征盤』があるにすぎない。

それに対しても召公関係にはきはめて多数の器がみえてゐる。梁山の七器（『晝鼎』『大保鼎』第一器、『大保鼎』第二器、『大保殷』『白晝盃』『鰥尊』『大史友甗』）をはじめ、『大保卣』『束觶』『旅鼎』『紐隨器』『御正良爵』『櫛残器』『保卣』『鰥爵』『御正○鼎』『作冊大鼎』『柶彝』『大保宗室鼎』『邁鼎』『庚鼎』『束卣』『區侯旨鼎』（第一器・第二器）『亞盃』などがある。周公と明かにしむるものが四器にすぎないので比べると、かなりの相異である。その理由として、金文がもと殷をつぐ東方族の慣習であつたこと、召公の、周公・成王・康王三代にわたる長生があげられてゐるけれども、なほ從来、周公においてはその即位が考慮されてゐなかつたことにもよるであらう。

『召誥』の成立について考へる一つの手がかりは、周公の歿後、洛邑の支配はどうなつたかといふことである。周公生存中、成周が周の國家活動の中心であり、またその經營に周公父子（周公と明公）が重要な役割を果してゐたことは、『令彝』などによつて知られる。したがつて周公没後の、周公家と成周との関係についてみよう。

I 伯禽

まづ子の伯禽は周公生存中の器『禽殷』にみえてゐる。

(1) 『禽殷』

王伐蕩侯。周公某、禽弑。禽又威弑、王易金百孚、禽用乍宝彝。

王、蕩侯を伐つ。周公、某（祝告）し、禽は弑す。禽に威弑あり。王は金百孚を賜ふ。禽は用つて宝彝を作⁽⁴⁹⁾る。禽は周公の子の伯禽で、祝・威弑は征伐に際しての呪的行為であるとされる。これと同文の『禽鼎』がある。私は⁽⁵⁰⁾この文を周公が成王に譲位してのちの器で、蕩侯討伐に際して、周公が祝告し（もしくは「某」は「謀で」周公が作戦

をたてて)、子の伯禽がその戰勝のための祭祀を行なつてゐることをいつてゐると思ふ。

(2)この伯禽については、『大祝禽方鼎』には「大祝禽鼎」の四字を刻してゐるので、禽の官名は大祝であることがわかる。

(3)『魯侯爵』

魯侯乍爵、用隙蟲鬯專盟。

魯侯、爵を作る。用つて鬯鬯・聘盟に隙す。

聘盟のために器を作つたものとみられる。郭沫若はこの器を「殆んど周初に在り」とし、容庚も成王期に属してゐるとする。『綴遺』にも『魯侯鶡尊』と字迹の一致を指摘し、両器を同時の作とみる。次の『明公殷』と字迹はきはめて近い。白川氏もほぼ成康期のものとみる。すなはち伯禽はここで魯侯と称してゐるのである。

(4)『明公殷』

唯王令明公、遣三族伐東或、才口、魯侯又因工、用乍鑿彝。

これ王、明公に命じ、三族を遣はして東国を伐たしむ。口に在り。魯侯に因工あり。用つて旅彝を作る。

「因工」は郭沫若是「獸工」と解し、「余は积して鱗の初文とし、すなはちト骨呈兆の形を象るとみる。これはまさに読んで謀猷の獸となすべきで、工はよんと功となすべきである。工・功・攻は古本では一字である」としてゐる。白川氏は工は多く戎事に用ゐるので、「因工」とは戎事に関する儀礼で、先の「禽、禽又戦、祝」と相似た行為であらうとする。宗教的行為といふのも、討伐に従事することを意味するであらう。明公は周公の子の明保(明公)

尹) である。

(5) 『魯侯鴟尊』

魯侯乍姜享彝。

魯侯、姜の享彝を作る。

陳夢家は姜を「成王の后的王姜」といつてゐるが、白川氏は王姜をたんに姜と称することは考へがたく、おそらく魯侯の先妣であらうといふ。

これらの魯侯がすべて伯禽であるとはみられないが、周公の死後、伯禽は東方の蛮夷の征討のために魯侯に封ぜられ、東国の治平に従つたものと思はれる。したがつて『史記』魯世家に、武王が諸侯を各地に封じたとき、周公旦を少昊の虚の曲阜に封じて魯公となしたといひ、また、

周公率、子伯禽固已前受封、是為魯公。魯公伯禽之初受封之魯、三年而後報政周公。周公曰、「何遲也。」伯禽曰、「變其俗、革其礼、喪三年然後除之。故遲。」……

といふのはもちろん誤りであるといはざるをえない。

II 明公 (明保・明公尹)

周公の他の子について記すものに『令彝』『征盤』などがある。

(6) 令彝

佳八月、辰才甲申。王令周公子明保、尹三事四方、受卿事寮、丁亥、令矢告扱周公宮。公令、偕同卿事寮。

隹十月月吉癸未、明公朝至𠀤成周、𠀤令、舍三事令。眾卿事寮眾者尹眾里君百工眾者侯、侯田男、舍四方令。既咸令。

甲申、明公用牲邦京宮。乙酉、用牲𠀤康宮。咸既。用牲𠀤王。

明公歸自王。明公易亢師鬯金牛。曰、用禋。易令鬯金牛。曰、用禋。廼令曰、今我唯令女一人、亢眾矢。會左右𠀤乃寮以乃友事。

乍冊令、敢對揚明公尹厥宜。用乍父丁宝隙彝。敢追明公賞𠀤父丁、用光父丁。(册形)

これ八月、辰は甲申に在り。王、周公の子明保に命じて、三事四方をたなし尹し、卿事寮を授けしむ。

丁亥、矢に命じて周公の宮に告げしむ。公命じて、ゆき偕きて卿事寮を同めしむ。

これ十月、月吉癸未、明公、朝に成周に至り、命をいだ征し、三事の命をよ含めしむ。

卿事寮と諸尹と里君と百工と諸侯、侯・甸・男とに、四方の命を舍く。既そなはりて咸く命ず。

甲申、明公、牲を京宮に用ふ。乙酉、牲を康宮に用ふ。咸く既そなはる。牲を王に用ふ。

明公、王より帰る。明公、亢師に鬯・金・牛を賜ふ。曰く、用て禋れ、と。令に鬯・金・牛を賜ふ。曰く禋れ、と。廼すなはち命じて曰く、今、我れこれ女二人、亢と矢とに命づ。つとめて乃の寮と乃の友事とをたなす左右けよ、」と。作冊令、敢て明公尹の宣に對揚こなへて、用て父丁の宝隙彝を作る。敢て明公の賞を父丁に追おほぼし、用て父丁をかがやかしむ。(册形)

これは殷系の作冊令（夫はその氏号）が明公より恩賞をもらひ、父丁をまつるために作った器である。そのなかに明

保（明公・明公尹）が王命によつて「舍命」の式をあげてゐることを述べるが、この明保については、羅振玉⁽⁵²⁾の周公の後裔説、郭沫若の伯禽説、陳夢家の君陳説、唐蘭の周公の孫説、吳其昌の祭公辛伯説、貝塚茂樹氏の周公説などがある。しかし文中には「周公の子の明保」とあり、さうしか読みえない。また「周公の宮に告げしむ」といふは、周公の廟に報告したこと、また成周には京宮・康宮などが完成してゐる。そこから白川氏のやうに、「周公の後を嗣いだ明保就任の際の儀礼と考へられる」とみるのが正しいであらう。周公は七年にして成王に譲り、尚書『武成』『召誥』により、成王期の曆譜を構成すると、成王十年に『令殷』、翌十一年に本器の日辰が適合するので、十年に周公歿し、十一年に明保が後をついで舍命し、十三年に魯で大禘⁽⁵³⁾が行はれたとみられる。伯禽は魯に赴くので、明保が伯禽でないことは明かである。

なほ同銘の器に『令尊』があり、明保とするすものに『作冊翻卣』、明公とあるものに『明公殷』がある。

(7) 作冊翻卣

隹明保殷成周年、公易乍冊翻卣貞。翻揚公休、用作父乙宝隙彝。 □

これ明保、成周に殷するの年、公、作冊翻に鬯貞を賜ふ。翻、公の休に揚^{揚た}へて、用て父乙の宝隙彝を作る。 □

「殷」は一定の年次で行はれる会同の礼で、『傳卣』『臣辰卣』などにもみえる。

(8) 明公殷

唯王令明公、遣三族伐東或、才口、魯侯又因工、用乍鑿彝。

これはすでに(4)に述べた。王が明公をして、明公の三族を遣はして東国を伐たしめ、魯公の伯禽もまたそれに参加

してある。

(9) 史獸鼎

尹令史獸、立工于成周、十又一月癸未、史獸獻工于尹、咸獻工、尹賞史獸爵、易豕鼎一・爵一、対飄皇尹不顧休、用乍父庚永宝障彝。

尹、史獸に命じて、工を成周に立てしむ。十又一月癸未、史獸、工を尹に献ず。咸く工を献ず。尹、史獸に罰罰を賞し、豕鼎一爵一を賜ふ。皇尹の丕おほいに頗かなる休やすみに對揚たいようへて、父庚の永宝障彝さやごを作る。

この尹は、陳夢家は『作冊大方鼎』に「皇天尹大保」おほほとみえる大保の略称（尹・皇尹）であるといふが、先の明公尹の明公（明保）であると見られる方が妥当である。「立工」は白川氏は、『召誥』に「太保乃以庶殷、攻位于洛汭」とある「攻位」、すなはち位置を定めて式場を設営することと解する。また成周の語が見えるが、造営当時は新邑、新大邑の名で呼ばれてゐたので、これはすでに完成した成王末・康王初の器で、誥命などを發する挙式にあたつて、立工のことがなされたであらう、といふ。もちろん『今彝』よりあとであると思はれる。

ほかに洛邑の周公を宗とする族人也の器とみられる『也殷』があり、その家系は、周公—同公—己公—也となつて、昭王時代の器とみられてゐる。周公族の洛邑における連続がみられる。

III 井侯祉

(10) 御盤

征乍周公障彝。

周公家と召公家

松本

征、周公の隣鄰を作る。

従に動詞・虚辞とみられる場合と、人名とみられる場合とがある。人名には殷系とみられるものと、周人とみられるものがある。ここは後者で、『麦鼎』『麦盃』にみえる井侯征と同一人であると思はれる。

井侯はその後、金文に井伯・井叔・井季・鄭井・咸井などの、多くの一族がみえる。井は邢国であるとみられる。この邢は、『說文』に、

邢、周公子所封、地近河内懷。

とあり、『左伝』宣公六年に、

赤狄伐晉國懷及邢邱。

とある邢邱で、今の河南省温県である。しかし邢は河北省邢台県の西南、襄国の故城ともいはれ、『漢書』地理志、河内郡平臯下の応邵の注には、

邢侯自襄國、徙此。

とあるので、郭沫若・白川氏⁽⁵⁴⁾は刑台はその初封、温はのちに遷つたところである、とみる。その遷つた時期は明かでないとされる。しかし、『金文分域編』に『太平寰宇記』を引いて、北齊の武平のはじめ、刑台の地から『刑侯夫人姜氏鼎』と称する銅鼎が出土したといふ。刑侯夫人のやうな語はかなり時期の下る用法であるところからみると、成周にちかい温県から、のちに刑台に移つたとみるのが妥当ではなからうか。それは、井侯となる前に、「邢」に封ぜられてゐるからである。

もともとこの井侯に關する古い金文は、殷の余族で、王によつて井侯に從属して祭礼を助けしめられた夾族關係の諸器、井侯の臣下である麦氏關係の諸器に見えてゐる。麦氏の器の一である『麦尊』に、

王令辟井侯、出^升、侯^升井。霸若二月、侯見^升周、亡述。迨王客奔京^升祀、霸若翌日、才璧雛、王乘^升舟為大豐、王射、大羹禽、侯乘^升赤旂舟從死、咸。……

とある。これは作冊の麦氏が井侯より金を賜ひ、それに答へて宝隙彝を作つた時の長文の銘のはじめである。その真拓や器影は伝へられてゐないが、写しが『西清古鑑』『古文審』などに見えてゐて、内容が古代の冊命儀礼を示す稀有の例であるとされる。

王、辟(麦氏の君)井侯に命じて、舟を出でて井に侯たらしむ。ここに二月、侯、宗周に見ゆるに、尤亡^{とがな}し。王の、莽に格つて⁽⁵⁵⁾酌祀するに造^あふ。ここに翌日、辟雍にあり。王、射て大いに禽を襲供す。侯、赤旂舟に乗りて從ひ、死ぬ。咸る。……

すなはち、この時、井侯は^升より井に移つてゐる。「^升」は『靈侯鼎』にも見え、或ひは『競卣』の軒もおなじ地名であるといはれる。前者によると、王は南征よりの帰途、この地に軍を留めてゐるから、成周にちかい地名と思はれる。すなはち周公の子の祉は、はじめ成周にちかい^升を拠点としたが、やがて邢に移され、封地がやや成周より遠ざかつたとみられる。しかしなほ、井侯一族には宗周・成周において勢力を有し、とくに一種の祭礼を主宰するものがあつたことは、麦氏・夾氏關係の多くの器に見られるところである。

1、例へば『夾段』には、

隹三月、王命火爯火内史曰、火井侯服、易臣三品、州人・策人・羣人、……邵朕福盟、朕臣天子、用冊王命、乍周公彝。

これ三月、王、火爯と内史とに命じて曰く、井侯の服をたすけよ。臣三品、州人・策人・庸人を賜ふ。……朕が福盟を紹ぎ、朕なむく天子に臣とならむ。用て王命を冊して、周公の彝を作る。

ここでは火爯と内史とが王命をうけて、井侯を助けることになり、井侯の祖の周公をまつる器をつくつてある。この井侯が周公の子の井侯歟であるか、その後であるかは明かにしがたい。郭氏の『大系』いらい、この器は康王期のものとみられてゐる。この火爯子関係の器には、

- 2、火爯子方尊 銘「火爯子乍宝隙彝」洛陽出土、同時出土のものに鼎・鬲・方彝・盤などがあるといふ。
- 3、火爯子戈 銘「火爯子」開封出土。
- 4、火爯子方彝一 前者と同時出土か。
- 5、火爯子方彝二 銘「火爯子乍宝隙彝。」前者と雙器。
- 6、火爯子彝一 銘「火爯子乍父戊。」洛陽出土、12、14、15のほか11と同銘の盤一、盤一と、計七器が同時出土といふ。
- 7、火爯子彝二 銘「火爯子乍父戊。」
- 8、火爯彝一 銘「火（戈形）火爯乍厥。」
- 9、火爯彝二 銘「乍公□火爯、豐。」

- 10、**熒子貞旅** 銘「熒子旅乍鑿彝。」
- 11、**戈旨中尊** 銘「旨中乍父己彝（戈形）。（標識は8と同じ。）」
- 12、**熒子旅鼎** 銘「熒子旅乍父戊宝彝、其孫子永宝。」洛陽出土。
ヨークのホームス夫人所蔵の方彝・兕觥などと一具をなすと推定。
- 13、**熒子旅獻** 銘「熒子旅乍且乙宝彝、子孫永宝。」旅の祖が祖乙、父は父戊（11）。梅原博士は2や、もとニユ
- 14、**熒子旅殷** 銘「熒子旅乍宝殷。」洛陽出土。
- 15、**熒子旅殷** 銘「熒子旅乍父戊宝彝。」洛陽出土。
- 16、**熒彝** 銘「佳正月甲申、□□各王、休于厥□□父、熒賞□□貝□朋、（挂頸首）飄休、用乍旅彝。」
- これらの、年代のほぼ近いと思はれる熒の器は、その多くが洛陽から出土し、その中には開封出土のものもまじつてゐる。きはめてすぐれた器が多い。それは8、9、11の氏族標識、干支の廟名とまつて、殷の貴族で、王命によつて井侯に従属させられたものである。それは西周の中・後期の金文にも、熒伯・熒季・熒公などとして見えてゐる。ただ後者は成周ではなく宗周で、廷礼の右者として見えてゐるので、子孫とするなら、後に宗周に移されたものと見ることも可能である。

成周は『令彝』『洛誥』などによつて、周公とその子明保が支配してゐたが、その一族である井（邢）侯もなほ
つかい関係をもつてゐたことが知られる。
ついで井侯の臣下の麦氏の諸器について見よう。

1 麦盃

92

井侯光厥吏麦、囁于麦寶、侯易麦金、乍盃、用從井侯征事、用旌走夙夕、囁□□。

井侯、厥の吏麦を光がさむとして、麦の宮に囁す。侯、麦に金を賜ふ。盃を作りて、用て井侯征の事に従ひ、

用て奔走夙夕して、□□に囁せむ。

周公の子の征が井侯に任せられた後のもので、麦はその宮で、主君の井侯征より裸礼を賜ひ、また金を賜つてこの器をつくつてゐる。

2、麦方鼎

隹十又二月、井侯征、囁甥麦、麦易赤金、用作鼎、用從井侯征事、用鄉多□友。

これ十又二月、井侯征、麦に囁す。麦、赤金を賜ふ。用て鼎を作り、用て井侯征の事に従ひ、用て□友を鑾せむ。

3、麦彝

才八月乙亥、辟井侯、光厥正吏、囁甥麦寶、易金。用乍障彝、用囁井侯出入、遷命、孫々子々、其永宝。

八月に在り、乙亥、辟井侯、厥の正吏を光がさんとして、麦の宮に囁し、金を賜ふ。用て障彝を作り、用て井侯の出入に囁し、命にこたふ。孫々子々、それ永く宝とせよ。

4、麦尊

前半は上述した。その後半に「侯の作冊麦、金を辟侯より賜ふ……」

とある。

このように四器知られてゐる麦氏の器のうち、麦尊は井侯の「竹」より「井」への移封をし、他はいづれも井侯より囁札を賜つたことが見えてゐる。井侯の祭祀を助ける者に、家臣の作冊表、殷族で井侯の下におかれた父と内史があることが知られる。井侯は周公の子の祉いらい井(邢)侯となつて連続したが、その封地は移動し、成周よりしだいに遠くなつてゐる。

このやうに、周公家は周公の歿後も榮え、魯侯伯禽・明保明公(明公尹)・井侯祉があり、その一族はさらに諸方に派遣され、成周・宗周および諸地方に大きな勢力をもつてゐたことがわかる。しかし成周を中心にしていへば、井侯のごときは、そこから離れ、明保明公も、その主宰するところは祭礼で、——それはもちろん政治的意味を離れるものではないが、——その器はきはめて少く、明公ののちがどうなつたか、といふことについては、明かには窺へない。これらのことは、周公の歿後、成周の中心勢力が召公にうつり、そこから伯禽は魯へ、祉は井への移封を餘技なくされ、成周にのこつた明保も祭祀官として儀礼的存在にすぎなかつたことを示すものではなからうか。

しかし、『左伝』隱公廿四年に、「文之昭十六、武之穆四、周公之胤六」の大部分が河南省の東南寄りに入つたと記してゐるから、この方面の諸夷の宣撫に力をいれ、魯をその中心としたこともたしかであらう。また周公の子で封地をえたものに凡(河南省衛輝)、蔣(河南省固始県北七十里の期思城?)、胙(凡の附近)、蔡(鄭州の東北)があり、成周の周公を本宗としてゐたと思はれる。また西には幽地方には周氏の裔が奉ずる祀があつた。

かくして周公の死後、その子らの多くは成周をはなれ、成周においては召公家との勢力の均衡が急速に失はれた

ものとみてよい。

白川氏がいふやうに、周公の名は、周初、成周が政治の中心であつたころの周書諸篇に見えるほか、西周期の成王・康王以後になると、金文にも詩・書にも殆んど見えるところがない。周公・召公の宗家はともに宗周の地にはなく、二公のことはその後ほとんど記録に見えず、西周が亡んで、東周となるに及んで、また周・召二卿士の名があらはれてくる。これは二公の本地が東都洛陽の方面であつた一証である。その後は周公（周公旦の子孫）は一五〇年にわたり周の卿士となつてゐる。

第七節 洛邑の支配をめぐる相剋

したがつて周公の即位時に成立した『康誥』『酒誥』にはもちろん、その讓位時の『洛誥』にも、召公は全く現れず、『召誥』にいたつて、洛邑の建設がその手によつて行はれたといふやうに見えるのは、そこにたしかに作為があることを思はしめる。ことにその構成や表現は五誥のうち、もつとも特異なものであつた。もちろん洛邑の建設に、殷の召（邵）方の後である召公が参加し、重要な任務にあつてゐたのは、たしかであらう。それは召方が殷をはなれ、周に服属援助した理由が、その一族や領土の保全にあることからみて、当然であらう。召方の勢力の中心は、殷代には洛邑の西北の黄河の北の邵源鎮附近にあつたと考へられてゐる。

孫海鷗・白川氏によると、そこは殷代の⁵⁶（の繁文）で、もとは召方の領域であつたが、殷末に殷の河内經營が進むと、ついに殷王の田遊の地、さらに軍事基地と化するにいたつたが、克殷の後におそらく、再び召族の有に帰

したものと思はれる、といふ。この河北の地は召国(召公)の北辺にすぎず、その本地はむしろ黄河の南方にあつた。殷の進出に遇つて、一時は北辺の地を失ふに至つたが、河南汝水上流の方面にその本拠をもち(召南『汝水』など)、あるひは殷と和してこれに服事し、あるひは殷と抗争してゐたこともある。その関係ト辞はかなり多くあるが、特に注目されるのは、召が殷によつて「西使召」とよばれてゐたことである。使は殷につくり、載書を奉じて祭祀を執行するものが原義である。さうすると、召国(召公)の本拠は、鄭州の西から洛陽方面に及ぶ広大な所領と思はれる、とする。

したがつて洛邑はその勢力圏の西側で、そこに新邑が建設されたのである。その建設を決定し主宰したのは王者である周公(成王)で、讓位ののちも京宮・康宮などの王宮をつくりて支配し、また死後にも廟所(周公の宮)【今彝】があつたのである。しかし周公が三年にして死し、その一族は多く分散したのに反し、召公は康王の時代まで長生している。

大保召公は『顧命』篇によると、成王が崩じたのち、康王の即位の大礼を司つてゐる。今本『竹書紀年』によるところ卒は康王二十四年と見えてゐる。もし皇帝⁽⁶⁰⁾のやうに、成王の親政を二十年、『通鑑外紀』『文献通考』のやうに、周公成王合せて三十七年、『史記』周本紀は周公の執政七年とするなら、召公は周公より五十一年(陳夢家の折衷説によると三十七年⁽⁶¹⁾)長生したことになる。もし召公が八十余歳で歿したとするなら、周公の歿年にはまだ三十余年(もしくは四十三歳)⁽⁶²⁾にすぎず、九十歳まで長生したとしても四十歳である。『洛説』に、「公既定宅、奔來、來視予ト伏恆吉、我二人共貞」とある二人を、白川氏は、周・召二公とみてゐるけれども、これは成王が周公に呼びかけた説で、二人は成王と周公にほかならない。召公と見る理由はどこにも存在しない。周公・召公は年齢層から

みても、格段のひらぎがあり、召公は三十歳代とみられるので、年齢階層のつよい中国古代社会ではほとんど問題にならなかつたと思はれる。従つて『君奭』に「汝奭とともに」とか「われら一人」「この二人」(二所)とあるのは、明かにのちの作為である。また白川氏は「洛誥」の周公の譲位を「文武受命七年十二月戊辰」とあるのを、文王の受命の年から数へてをり、『召誥』は文武受命の七年の二月、『洛誥』はその十一月にあたるとしてゐるけれども、多くの説が示すやうに、文武の受命をついで即位してから七年と解すべきで、『洛誥』と『召誥』は明かにちがつた年次を示し、白川説のいはれのないことをあらはしてゐる。『紀年』は充分信頼しがたいとしても、周公よりかなり年下で、その生前には充分力を振ひえなかつたことは確かである。しかしその歿後、明保明公をしのぎ、つひに圧倒したのである。

すでに召公は洛邑をはさむ広大な領土の上に、周公の在位時代に、武庚ら三監の叛の討伐に参加しそれに呼応しておこつた祿父(彖子耶・天子耶)の乱を平げ(安徽省六安県附近)、余土(春秋の徐國、今の安徽泗县⁽³⁵⁾)を賜はり、さらに王に従つて祿父を支援した東夷の奄をうち(践奄の役)、召族はつひに徐淮の域を支配し、その勢力は確固不動のものとなつた。『作冊大鼎』に

公束鑄武王成王異鼎、隼四月既生霸己丑、公賞作冊大白馬、大揚皇天尹大保休、作祖丁尊彝。(鳥形)

とみえる「皇天尹大保」の称号は、成王の時代に賞賜されたもので、周公の時代には、召公はたんに「大保」を称したのみであつたらう。

それを根拠づけるために、まづ『召誥』が成立し、洛邑建設の中心人物が大保召公であつたことを力説したもの

と思はれる。その成立は成王後期であらう。しかしあがて召公家の勢力が安定すると、「君奭」篇を形成し、周公が召公の功績をたたへて、王を助け、民を治めることを依頼したこと述べるやうに変る。すなはちここでは、召公家と周公家の勢力関係はすでに逆転し、その形すでに召公家は安定したことを示すもので、そこから『君奭』は、『召誥』よりかなり後れ、康王期に成立したことを思はせるのである。

すなはち初期『尚書』の成立には、三つの契機があることが知られる。一は、周公の即位に対する周一族、召公の反感、二は、周公家と召公家との抗争と、その勢力の逆転、三は、周公の即位を否定し、それを摄政とみて、父子相続制、宗法を確立しようとする意図である。

金文によると、召公の父は召伯父辛、兄弟または同輩に召公奭・害・龢・御正^{ヨウジ}が、子に大史友・邇・典があつたらしい。成・康・昭王時代の六卿も召・芮・彤・畢・衛・毛といはれ、三公も召・畢・毛とあつて、周公家ははいつてゐない。⁽³⁶⁾その後、召公家にも有力な人物が出なかつたらしく、西周後期金文に『召伯虎段』の一器があり、『詩』の小雅『江漢』に召虎、大雅『崧高』に召伯、小雅『黍苗』に召伯がみえるのみである。春秋期には、召公家は周公家とならんで王室の卿士として左右にあつたことが知られる。

注
在夫」を「眾才夫」^{アツカヒ}とよむのに從ふ。

(1) 松本雅明「周公即位考——初期尚書の成立についての研究」(『史学雑誌』第七十七編第六号、昭和四十三年)。

(2) 段玉裁『古文尚書撰異』卷十九にひく大雅『思齊』篇の鄭箋によつて省く。

(4) 加藤氏前掲書に、『無逸』の正義により、「徂」を「詛」とよむものによる。

(5) 「従」は前掲書により衍とする。子保は王引^ノの『經義述聞』卷四に「慈保」と解するが、加藤氏は「子」を「収」とみ、降下の義と解し、「保」を「巫」と解する。

(3) 加藤常賢『真古文尚書集成』(昭和三十九年)に「祿

保は、召公の役である大保とすれば、この説には一理があるで、今かりに従ふ。

(6) 「稽我」は「稽議」。次の「稽謀」と対する。

(7) 段玉裁は足利本に「介」を「途」につくることから、介はその讒であり、途は古文の「邇」で、「比邇」と解すべきとする(『撰異』卷十九)。

(8) 松本「周公即位考」

(9) 松本、前掲論文。

(10) 「父兄」といふに同じ。この文は比喩で、具体的に事実そのものを指すのではない。

(11) 松本、前掲論文。

(12) 蔡沈『書經集伝』。

(13) 爾樾『群經平議』卷五、卷六。

(14) 金履祥『通鑑前編』。

(15) 郭沫若『金文余叢之余』久彝考証。

(16) 加藤常賢、前掲書。

(17)、(18) 松本、前掲論文。

(19) 加藤常賢、前掲書。

(20)、(21) 『尚書正義』引。

(22) 段玉裁『古文尚書撰異』。

(23) 白川静『稿本詩經研究通論篇』昭和三十五年、九六頁。

(24) 白川静『金文通釈』一四(『白鶴美術館報』第一四輯、

昭和三十八年)参照。

(25) 松本、前掲論文。

(26) 松本雅明『春秋戦国における尚書の展開』昭和四十年、参照。

(27) 段玉裁『古文尚書撰異』。

(28) 皮錫瑞『書經通論』。

(29) 陳夢家『尚書通論』一九五七年。

(30) 孫詒讓『尚書駢枝』。

(31) 松本、前掲著書、六四一一六四四頁。

(32) 松本、前掲書参照。

(33) 松本、前掲書第二章第八節三。

(34) 孔広森『尚書大伝注』。

(35) 王鳴盛『尚書後案』。

(36) 陳喬樅『今文尚書經說考』。

(37) 『香艸校書』卷七による。

(38) 「惑」は王引之の『經義述聞』卷三に従つて、『告』

とよむ。

(39) 松本「周公即位考」。

(40) この「七年」を、文王の受命、もしくは武王の討殷から七年目であると見る説があるが、いづれも正しい解釈でないことは前掲論文に述べたとおりである。

(41) 「併」を「憤」(イソギ)とよむのは、加常氏説(『真

古文尚書集解》による。

(42) 白川靜氏は、「東方経営の拠点となつた成周は、三監の叛後に周公が築營したものであつた。尚書『康誥』の冒頭に「惟三月哉生霸、周公初基作、新大邑東國雒」という文がある。また『召誥』はさらに詳しく、その奠基から落成までのことを述べ、「洛誥」にも定宅の由来を述べた記載がある。

いわゆる周書五誥はひとしく成周において發せられた誥命であつて、當時成周が政治的軍事的に周の国家活動の中心であつたことを伝えている。當時成周には京宮・康宮とよばれる諸宮があり、あるいは王所もここにおかれていたかと思われる」(『稿本詩經研究通論篇』昭和三十六年、五七頁)といふ。

(43) 「小子同未在位」は、孫詒讓『尚書駢枝』、于鬯『香艸校書』卷八、王國維『觀堂學書記』にはいづれも、小子を周公をさすといふが、黃式三が小子は成王をさし、同未は桐昧に通ずるといふのが正しいであらう(『尚書啓蒙』)。加藤常賢博士は「童昧」とする(『真古文尚書集解』)。

(44) 鄭玄の注に「況乃日有能德格于天者乎。言必無也」とし、偽孔伝にも「日其有能至于皇天乎、」とある。

(45) 孫詒讓は『尚書駢枝』に、「丕時猶言不承。詩周頌清廟云、丕顯丕承。……言助後人於丕承祖德也」という。

(46) 松本「君奭篇成立についての諸問題」(『福井博士頌寿

記念東洋文化論集』昭和四十四年)。なほ本論文において、拙著『春秋戰国時代における尚書の展開』(昭和四十一年)においてふれた「君奭篇」の見解を改めたことを附記する。

(47) 白川靜「召方考」(『甲骨金文學論叢』第二集・昭和三十年)。同『金文通釈』(『白鶴美術館報』昭和三十七~四十六年)。

(48) 松本「周公即位考」。

(49) 以下、訓は多く白川氏『金文通釈』による。

(50) 松本、前掲論文。

(51) 郭沫若「兩周金文辭大系」一九三一年。

(52) 羅振玉「大彝考釈」(『遼居雜著』所収)、沫彝若「兩周金文辭大系」『金文余釈之余』、陳夢家「令彝新釈」(『考古』四)、唐蘭「作冊令尊及作冊令彝考釈」(『國學季刊』四ノ一)、吳其昌「令彝考釈」(『燕京學報』九)、貝塚茂樹『中國古代史学の發展』附論。

(53) 白川靜『金文通釈』六、三〇七頁。しかし「両器の年次を相接するものとしなければ、他に曆譜に合う任意の年を求める」、ともいふ。

(54) 郭沫若「兩周金文辭大系」、白川靜『金文通釈』一一。

(55) 白川靜、前掲書一一、六二二〇頁。

(56) 陳夢家「殷虛ト辭綜述」一九五六年、附図。

(57) 孫海波『甲骨文錄』を第九、白川靜『稿本詩經研究通

- (論篇) 六九頁、同「糸史」(『甲骨金文学論叢』初集)。
- (60) 〔史記〕周本紀集解引。
- (61) 陳夢家『西周年代考』一九四五年。
- (62) 白川静『稿本詩經研究通論篇』七九頁。
- (63) 前掲書、七八・七九頁。
- (64) 前掲拙稿「周公即位考」には、『史記』や通説によつて、武庚(紂の子)を弟と同一人とみたが、『耶觚』に「天子耶作父丁彞」とあるところから、弟は紂王辛の子ではなく、丁の子で、殷の一族と思はれる。この点を訂正したい。
- (65) 貝塚茂樹『中国古代史学の發展』三七七頁。
- (66) 王國維『殷周制度論』。

〔附記〕

1 本稿執筆後、相原俊一氏が「春秋期に至る燕の変遷(燕国考その一)」(『中国古代研究第三』昭和四十四年十一月)といふ雄篇を発表され、燕国の始祖としての召公の問題に及ぼれてゐる。燕国の召公起源説への疑問には私も賛成であるが、『召誥』『君奭』(注46参照)を大保召公關係の説ではなく、もしくは後代のものとされ、また金文における召公奭の存在そのものに疑問を提出しておられる点には賛同しかねる。その問題は別稿において論じたい。

2 宇野精一博士は「周公即位説について——『論語』を中心として——」(無窮会東洋文化研究所創設三十周年記念論集『東洋文化と明日』)において、『論語』の記事を分析し、孔子が周公即位(攝位)説をとつてゐたこと、また攝政説は概して漢代の著作に多くの見えることを指摘された。きはめて卓見であると思ふので、ここに一言したい。